

大野市開成中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 8年4月1日 改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する学校教育における重要な人権課題である。さらに、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるおそれがあるものであり、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)および学校いじめ防止基本方針(令和2年2月)に基づき、また、大野市の「いじめ防止基本方針」を受け、開成中学校としてのいじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの事案対処)に関する基本的な方針を策定する。

1 基本となる理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視し、「誰もが『幸せ』を実感できる学校」づくりを目指す。
- (2) 本校は、すべての生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

いじめとは、学校に在籍する生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめの判断にあたっては、被害生徒の立場や視点から検討するものとする。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「優しさや思いやりをもつ」生徒を育てる教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて認める教育を進める。また、生徒に自他の命と心を大切に、互いのよいところを認めることができる力を育てる。また、生徒会活動やボランティア活動を通して生徒の絆を強め、互いに認め合い助け合う心を育てる。

(2)学校評価への位置づけ

生徒、保護者、教職員に対する学校生活アンケートにおいて、いじめや差別のない学校についての質問を設定する。

- ・生徒 学校は、いじめや差別がなく明るい生活を送れるように取り組んでいると思いますか。
- ・保護者 学校は、いじめや差別がなく明るい生活を送れるように取り組んでいると思いますか。
- ・教職員 いじめや差別のない学校づくりに努めていますか。

この結果は、学校運営協議会において検証する。

(3)いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係を確立し、安心して学校生活を送ることができるようにすることである。そのため、すべての教職員の人権感覚を常に高めていこうとする努力が、学校には求められる。とりわけ教員には、生徒の人権を尊重す

る学級づくりを通して、生徒たちが過ごしやすい生活環境を実現させなくてはならない。また、生徒一人ひとりが分かる授業づくりや他の生徒に認めてもらえる場がある授業づくりに努め、学校全体の教育活動において、道徳的心情を豊かにし、道徳的実践力が育成される道徳教育に努めなければならない。自己有用感や自己肯定感を育む場として、学級活動や学年での活動・学校行事は有効である。

そのための方策として、以下のことに取り組む。

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方について授業研究を行い、生徒が楽しく学ぶことができる授業づくりに努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

生徒が安心して過ごせる「居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○いじめを許さない気運醸成

いじめに気づいた際には、「止める・支える・伝える」といった行動をとることが仲間を守る行為であることを指導し、実践につなげていきます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、「開成スマートルール」を通して、生徒や保護者が危険性や注意点を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特別な配慮を要する生徒に対する適切な支援

発達障害を含む、障害のある生徒等を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

○SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4)いじめの早期発見

いじめは教職員の目につかないところで行われるものであり、遊びやふざけあいを装って行われることもある。また、グループ内での上下関係によって、日常的にいじめが行われていることもある。いずれにしても、複数の目で生徒をよく観察し、僅かな表情の変化や言動の揺れなど、少しの変化も見逃さないようにすることが早期発見には肝要である。

そのための方策として、以下のことに取り組む。

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○言葉以外のサインの察知

生徒の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童生徒が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努めます

○アンケートの実施

学期に1回いじめアンケートを実施し、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○校内での情報共有

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5)いじめの事案対処

いじめが発見された場合、個々の教員が対応するのではなく、複数で組織的に対応する。事実の把握、背景の究明等は迅速にかつ慎重に行う。指導の方針が決定したら、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には形式的な謝罪ではなく、猛烈な内省を促し心底から謝罪させるとともに、加害生徒の社会性の向上や人格の成長に重きをおいた指導を行う。

想定できる場面としては、次のようなものがある。

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切かつ継続的な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめ（SNS上のものを含む）が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6)いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7)いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告する。

②学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。

③市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめ防止等のための組織

(1)いじめ対策委員会の設置

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー で構成する。

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存
 - ・いじめの認知
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2)いじめ対応サポート班の設置

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、学級担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集、記録
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
 - ・加害生徒への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携